

横須賀市ブルーカーボン推進検討会 実施要領

- 1 この要領は、横須賀市ブルーカーボン推進検討会（以下「検討会」という。）の実施について、必要な事項を定める。
- 2 検討会では、専門性の高い内容を検討するため、原則として非公開とする。
- 3 検討会は、メンバーの半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 4 会議の終了後、会議録を作成し、検討会メンバーへ送付する。
会議録の確定後、市ホームページへ掲載するものとする。
- 5 検討会における交通費は、その相当額を市が負担する。
- 6 検討会の活動にかかる経費については、その実施可否について事前に市との協議の上で、予算の範囲内において市が負担する。
- 7 検討会の事務局は横須賀市経営企画部都市戦略課が務める。
- 8 この要領に定めるもののほか、検討会の運営等に関し必要な事項は、検討会が定める。